

公安委員会

説明資料No.

1

風営法第20条第5項の規定による
指定試験機関の指定の申請と審査
について

平成23年4月28日

保安課

(略)

1 確認の概要

八代目酒梅組（平成23年3月10日、大阪府公安委員会から確認請求書を受理）の指定暴力団としての指定手続に関し、審査専門委員の意見聴取を終え、暴力団対策法第6条の規定に基づく指定の確認を行うもの。

2 八代目酒梅組の概要等

- (1) 主たる事務所の所在地 大阪市西成区太子一丁目3番17号
- (2) 代表する者 南 與一^{みなみ よいち}（59歳）
- (3) 勢力範囲・暴力団員数 1府（大阪府）・約80人

3 暴力団対策法第3条の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（第1号）該当性

ア 威力を利用した資金獲得活動の検挙等（前回効力発生日以降）

八代目酒梅組の暴力団員は、同団体の勢力範囲（縄張り）内において、組織的に賭博場を開張する等、同団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、同団体の多数の暴力団員が賭博による組織的犯罪処罰法違反等により検挙されている。また、同団体の暴力団員による不当贈与要求行為等の暴力的要求行為により、中止命令が発出されている。

イ 審査専門委員による意見聴取

平成23年4月8日、審査専門委員の意見を聴取した結果、いずれから、八代目酒梅組が資金獲得活動のため、同団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的としている団体と認められる旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（第2号）該当性（基準日：平成23年2月6日）

八代目酒梅組の暴力団員数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（第3号）該当性

八代目酒梅組は、「組長」の統制の下、運営を支配する地位の階層及び指示又は命令できる地位の階層並びにその他の組員の階層があり、階層的に構成されている団体である。

4 今後の予定

- (1) 5月19日 官報公示、指定通知書送達
- (2) 5月26日 指定効力発生日

公安委員会	平成23年度国家公安委員会・警察庁	平成23年4月28日
説明資料No. 3	交通安全業務計画（案）について	交通企画課
<p>1 交通安全業務計画の作成</p> <p>(1) 作成の根拠 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策 ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項 <p>について定めるもの。</p> <p>(2) 報告及び通知 指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 平成23年度交通安全業務計画において推進する主な施策 平成23年3月31日に第9次交通安全基本計画が策定された同計画においては「高齢者及び子どもの安全確保」、「歩行者及び自転車の安全確保」、「生活道路及び幹線道路における安全確保」の3つの視点が掲げられたところである。 本計画においては、第9次交通安全基本計画の内容を踏まえ、次のような施策を推進していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2章 第2 1 (1) 幼児、小学生・中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進、(2) 高齢者に対する交通安全教育の推進 P 11 幼児から高齢者まで段階に応じた交通安全教育を推進する。 ○ 第2章 第3 1 (4) 高齢運転者対策の充実 P 17 高齢者講習を始め高齢者に対する教育を充実させるほか、臨時適性検査を確実に実施する。また、運転経歴証明書については身分証明書としての機能を充実させるための準備を進める。 ○ 第2章 第1 4 (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 P 5 通過交通の進入抑制や速度抑制、幹線道路における交通流の円滑化を推進する。 <p>※ その他東日本大震災関連の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2章 第1 1 (2) 東日本大震災に伴う交通安全施設等整備事業の推進 P 2 被災した信号機、道路標識等の交通安全施設等の早期復旧を図る。 ○ 第2章 第3 2 (6) 東日本大震災による被害を受けた運転免許試験場の復旧等の推進（P20） P 20 運転免許行政の正常化に向けた取組や、運転免許試験場の耐震化等を推進する。 		

公安委員会	平成23年度警察庁補正予算	平成23年4月28日
説明資料No. 4	(第1号)(案)の概要について	会計課

1	追加額	21,999百万円
2	内容	
(1)	災害警備活動に要する経費	13,153百万円
ア	遺体の取扱いに要する経費	2,638百万円
	死体見分等及び身元確認のためのDNA型鑑定に必要な資機材の整備	
イ	原子力緊急事態への対応に要する経費	2,215百万円
	原子力緊急事態発生時における警備活動に必要な資機材の整備	
ウ	部隊活動に必要な経費	8,300百万円
	・ 装備資機材	1,139百万円
	・ 活動旅費	3,866百万円
	・ 車両等燃料費	613百万円
	・ 機動隊超過勤務手当等	2,681百万円
(2)	被災地の安全確保に要する経費	1,284百万円
ア	機動力の確保	1,281百万円
	被災地においてパトロール活動等に使用する警察用車両の整備に要する経費	
イ	活動拠点の整備	3百万円
	交番等が復旧するまでの間に使用する仮設施設の借上げに要する経費	
(3)	災害復旧に要する経費	7,562百万円
	・ 警察施設	5,475百万円
	震災による被害が判明している警察署、交通安全施設等の整備に要する経費	
	・ 装備資機材	1,047百万円
	震災による被害が判明している警察用車両、警察用船舶、警察用航空機及び装備資機材等の整備に要する経費	
	・ 警察情報通信基盤	1,040百万円
	震災による被害が判明している警察情報通信基盤の整備に要する経費	

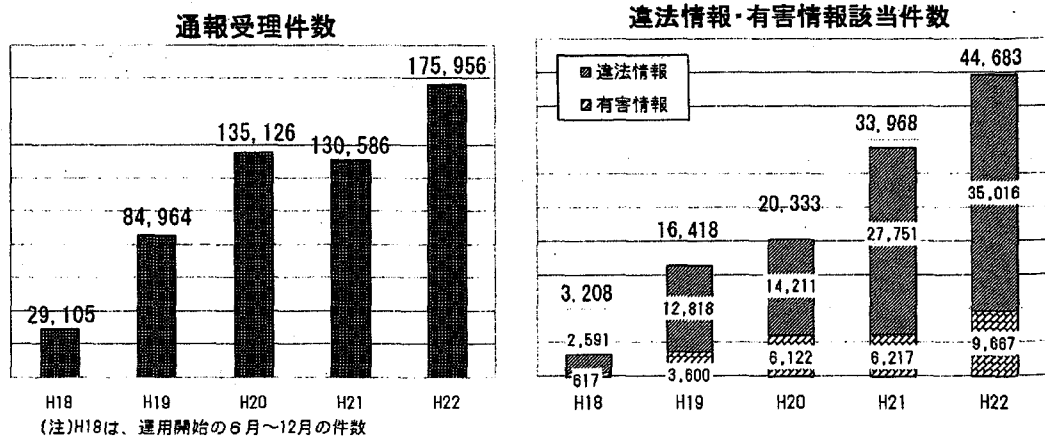
1 インターネット・ホットラインセンター

警察庁では、平成18年6月より、インターネット上の違法情報や有害情報に関する通報を受理し、警察への通報及びサイト管理者やプロバイダ等への削除依頼を行う業務を委託している。

2 運用状況

(1) 通報受理状況

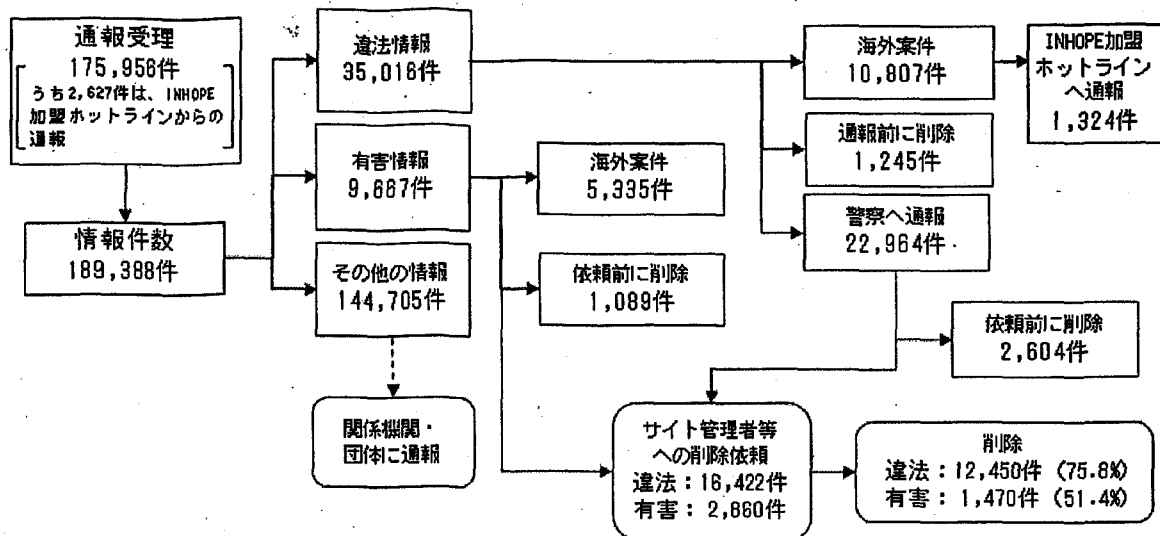
- センターが受理した通報件数が、175,956件（前年比+45,370件）。
- わいせつ物、児童ポルノに関する情報等インターネット上での流通が法令に違反する違法情報が35,016件（+7,265件）。
- 殺人など違法行為の請負等に関する情報や集団自殺を呼びかける情報等の有害情報が9,667件（+3,450件）。
- 違法情報、有害情報には分類されない、その他の情報が144,705件（+38,282件）。



(2) 通報処理状況

- センターからサイト管理者等に対する削除依頼については、依頼した違法情報16,422件のうち12,450件（75.8%、前年比-12.2）が削除、依頼した有害情報2,860件のうち1,470件（51.4%、前年比-27.0）が削除。
- 違法情報が掲載された3,411サイトのうち1,737サイト（50.9%）が、有害情報が掲載された165サイトのうち80サイト（48.5%）が、サイト内にメールアドレス等の連絡先を掲載せず連絡先不明。
(注)連絡先が判明しなかったサイトについては、上位のサーバ管理者等に削除依頼を実施
- センターが受理した海外案件に関する違法情報については、INHOPEを通じて1,324件を通報。

通報受理後の処理の流れ



- (注) ・1件の通報に、複数の違法情報、有害情報が含まれている場合があり、通報受理件数と情報件数は一致しない。
 ・INHOPE (International Association of Internet Hotlines) とは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2011年3月時点で39団体 (34の国・地域) が加盟。日本では、財団法人インターネット協会が2007年3月に加盟。

3 検挙状況

センターから通報を受けた違法情報をもとに、平成22年中に検挙に至ったものは405件 (前年比+295件)。

- ・児童ポルノ関連事件が178件 (+161件)。
- ・わいせつ物関連事件が113件 (+89件)。
- ・出会い系サイト規制法関連事件が68件 (-1件)。
- ・規制薬物関連事件が41件 (前年検挙なし)。
- ・犯罪収益移転防止法関連事件が5件 (前年検挙なし)。

4 今後の取組み

(1) 取締り強化

センターから通報される違法情報に係る捜査の効率化を目的とした「全国協働捜査方式」の本格運用により、違法情報の取締りを効率化し強化する。

(2) センター機能の充実強化

関係事業者との緊密な連携によるセンターの認知度の向上や、利用者に分かり易い通報フォームに改めるなどにより、センターへの通報の活性化を図る。

昨年1月29日以降、法医学者、刑事法学者等の有識者から成る研究会において月1回のペースで、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について検討が行われてきたが、この度、検討結果が最終報告として取りまとめられた。

1 法医解剖制度の創設

(1) 法医解剖制度の創設

- 法医解剖の対象は、犯罪性が不明な死体（従来の司法・行政解剖の対象外）
- 令状及び遺族の承諾は不要（法医解剖中に犯罪性を認めた場合、直ちに司法解剖に切り替え）
- 解剖決定は、警察署長（後述の法医学研究所の長と協議）
- 解剖率の目標は、当面5年間で20%、将来的に50%
- 費用は国が負担

(2) 法医学研究所の設置

- 解剖機関として法医学研究所（仮称）を各都道府県単位に国の機関として設置（監察医制度は当面存続）
- 目的は、犯罪死の見逃し防止及び公衆衛生の向上（警察庁と厚生労働省が共管）
- 当面、大学法医学教室、監察医務院等に法医学研究所の機能を付与（将来的に順次独立した法医学研究所を設置）

(3) 解剖医体制の強化

解剖率目標（当面20%、将来は50%）達成のため、解剖医の体制強化（当面約340人、将来は約850人（現在約170人））に向けた新たな解剖医育成制度を早急に構築

2 薬毒物検査の拡充

- 司法解剖に付された死体に加え、法医解剖に付された死体についても実施
- 薬物検査体制の整備（大学法医学教室、科学捜査研究所等に薬毒物検査職員を順次配置）

3 法医学的検査の導入

- 警察が取り扱う全ての死体について法医学的検査（簡易薬毒物検査、死後画像検査等）を実施

- 検視・死体見分及び検案とは別の、犯罪死見逃し防止の観点から医師に委託して行うものとして位置付け
- 穿刺等の侵襲行為を正当行為として位置付け、遺族の承諾は不要
- 費用は公費で負担

4 検案の高度化

- 検案医に関する新たな制度の創設
 - ・ 専門検案医制度の創設
専門検案医を公務員として採用し、一定地域の検案を担当させる専門検案医（仮称）制度の創設（将来的には、法医学研究所に勤務）
 - ・ 専門検案医制度運用までの措置
専門検案医制度運用までの移行措置として、一定要件を満たす検案医を都道府県公安委員会が指定する制度の創設等
 - ・ 検案等の費用負担の在り方
検視・死体見分に立ち会う医師に対する謝金の拡充を図る（検案料は公費負担が望ましく、関係省庁において検討）

5 身元確認の高度化

- 身元不明死体に係る歯科所見及びDNA型データベースを警察に構築
- 歯学系大学におけるカリキュラムの改訂を含めた歯科法医学教育の充実

6 検視・死体見分の高度化

- 検視の対象を拡大（一定の死体は原則検視とする。これにより検視対象死体は全死体取扱数の約10%から約35%に拡大）
- 検視体制の拡充
- 警察署の死因究明力の向上

7 死体関連初動捜査力の向上

- 各種保険加入状況等の照会、関係者供述の裏付け捜査等の徹底

8 死因等に関する情報の活用等

- 死因等に関する遺族等への説明は、警察が第一次的に行い、状況に応じて医師とともに説明
- 死因等に関する情報を犯罪死の見逃し防止と公衆衛生の向上に活用するためのデータベースの構築が今後の検討課題

1 検挙状況（4月27日（前段期日後17日、後段期日後3日）現在）

		今回 H23.4.27現在		前回 H19.4.25現在		前回比	
		事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)	事件数	人員(うち逮捕)
前段	期日前(期日を含む)	14	14 (14)	29	31 (31)	-15	-17 (-17)
	期日後	46	112 (55)	47	120 (81)	-1	-8 (-26)
	合計	60	126 (69)	76	151 (112)	-16	-25 (-43)
	買収	36	99 (54)	30	97 (69)	6	2 (-15)
	自由妨害	12	12 (11)	27	28 (24)	-15	-16 (-13)
	詐偽登録・詐偽投票	5	6 (1)	10	13 (11)	-5	-7 (-10)
	投票干渉	1	2 (1)	3	5 (5)	-2	-3 (-4)
	文書違反	2	3 (0)	0	0 (0)	2	3 (0)
	その他	4	4 (2)	6	8 (3)	-2	-4 (-1)
後段	期日前(期日を含む)	7	7 (7)	6	6 (6)	1	1 (1)
	期日後	6	8 (8)	20	29 (29)	-14	-21 (-21)
	合計	13	15 (15)	26	35 (35)	-13	-20 (-20)
	買収	3	3 (3)	11	17 (17)	-8	-14 (-14)
	自由妨害	7	7 (7)	7	7 (7)	0	0 (0)
	詐偽登録・詐偽投票	3	5 (5)	7	10 (10)	-4	-5 (-5)
その他	0	0 (0)	1	1 (1)	-1	-1 (-1)	
前後段合計		73	141 (84)	102	186 (147)	-29	-45 (-63)

<主な検挙事例>

買収（福井、埼玉、大阪、兵庫、和歌山、長崎、大分）、投票干渉（徳島）

2 警告件数（4月22日（前段期日後12日、後段期日2日前）現在）

単位:件

	今回 (H23.4.22現在)	前回 (H19.4.20現在)	前回比
文書頒布	530	477	53
文書掲示	3,843	4,143	-300
言論	30	113	-83
その他	147	188	-41
合計	4,550	4,921	-371

(注) 今回の件数に岩手、宮城及び福島は含まれていない。

1 実施期間

平成23年5月11日（水）から同月20日（金）までの10日間

2 主催

内閣府、警察庁等10省庁、自治体、(財)全日本交通安全協会等14団体

3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(1) 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

(2) 全国重点

- 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則(注)の周知徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

(3) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

(注) 自転車安全利用の広報啓発に活用する基本的な通行ルール（H19.7中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

4 警察における運動推進の基本的な考え方

本運動を交通死亡事故抑止に向けた取組み強化の絶好の好機ととらえ、自治体や関係機関・団体と連携して交通安全意識の高揚を促進する取組みを推進する。

5 都道府県警察における取組み事例

- (1) 小学生に対するスタンプラリーを取り入れた交通安全教育の実施
(奈良県警察)
- (2) 交通安全行動をエアロビクスに取り入れた体験・実践型の交通安全教育の実施
(神奈川県警察)
- (3) タレントを交えた自転車トークショーの実施
(京都府警察)
- (4) 関係機関団体と連携した県内一斉シートベルト検問及び広報啓発の実施
(愛知県警察)
- (5) 大学生によるハンドルキーパー運動の実施
(千葉県警察)

1 調査研究の概要

生活道路におけるゾーン対策^{※1}の効果的な実施方法等について、学識者等で構成される調査検討委員会（委員長：東洋大学太田勝敏教授）を設置して調査研究を行い、ゾーン対策推進に関する報告書の提出を受けた。

※1 ゾーン対策：特定の範囲を指定して交通規制や交通安全施設整備等を集中的に行う交通対策をいう。

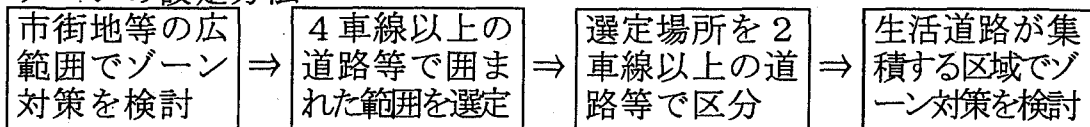
第9次交通安全基本計画においても、生活道路における交通安全対策の推進として「生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、…ゾーン規制の活用等の安全対策…を実施」、「歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策を実施」とされている。

2 生活道路におけるゾーン対策の考え方

ゾーン内の自動車の通過交通を抑制するとともに、ゾーン内は歩行者・自転車の通行が優先され、自動車は細心の注意を払って通行するというメッセージがドライバーに明確に伝わる対策を推進する。

3 報告書の要旨

(1) ゾーンの設定方法



(2) ゾーン内で実施する対策

- ア 最高速度は、原則として30 km/hに設定
- イ 道路は原則としてすべて1車線とし、同一の交通環境で構成
- ウ 歩道又は路側帯^{※2}を設置・拡幅して自動車の速度を抑制
- エ 路側帯の設置方法を工夫し、狭さく^{※3}等を形成して自動車の速度を抑制

※2 路側帯：白色実線により区画された歩行者の通行空間をいう（自転車も通行可能）。

※3 狭さく：自動車の速度抑制等を目的に通行部分の道路幅を物理的に狭くするもの。

(3) ゾーン入口の明示方法

- ア 背板を用いた最高速度の区域規制標識を設置
- イ 路面表示（速度30表示・シンボルマーク表示等）や看板を原則として併設

(4) ゾーン対策を実施する上での留意事項

ドライバーに対してゾーン対策の周知を図るほか、対策実施後は効果検証を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを行うこととした。

4 今後の予定

本報告書を踏まえたゾーン対策の実施要領を策定して全国警察に示し、生活道路における効果的なゾーン対策を推進する。

1 被害状況（4月27日現在。以下同じ。）

死者：14,558人、行方不明者：11,386人、負傷者：5,314人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約26,400人の警察官を派遣。
- 約12,700人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約4,700人（岩手約1,400人、宮城約1,900人、福島約1,400人）

3 主な災害警備活動**○ 福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 4月22日の警戒区域の設定に伴い、特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域内への立入禁止措置を徹底させるための検問を実施。
- ・ 福島県警察では、4月14日以降、福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の捜索を実施してきたが、25日からは、約200人態勢で5km圏内まで捜索範囲を広げて行方不明者の捜索を実施。

○ 被災県警察に対する支援体制の強化**・ 警察車両の管理換えによる配備**

被災県警察に対する警察車両約100台の管理換え（4月20日までに完了）に続き、第二次管理換えに向け、調整中（26台予定）。

※ 岩手：13台、宮城：1台、福島：12台

・ 受援業務に対する支援

派遣部隊に対する被災県警察の受援業務に関する負担軽減を目的として、警視庁支援対策室の「警視庁支援対策受援班」を岩手県・宮城県警察に派遣（岩手県22人、宮城県18人）中のところ、5月上旬から福島県警察に対しても派遣（25人）予定。

※ 警視庁支援対策受援班の業務：入県部隊の先導、物資搬送、部隊からの要望への対応等

○ 身元確認

警察官約1,000人体制で遺体を見分、身元確認を実施。これまでに約12,200体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約84%）。

○ 被災者支援

全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケア等を実施。

○ 防犯、犯罪取締り

地域警察特別派遣部隊（210台・449人）を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。また、悪質な流言飛語について、国民に注意喚起するとともに、サイト管理者等に対する削除依頼を推進。

○ 被災者に対する運転免許証の再交付状況

被災3県警察（岩手、宮城、福島）において11,760件。被災3県警察を除く東北管区及び関東管区内の県警察並びに警視庁（計14都県警察）において1,344件。合計13,104件（4月24日現在）。

○ 通信機能の維持のための活動

山中の無線中継所への燃料補給、警備部隊への職員の帯同等により通信機能を維持。損傷した通信施設の復旧に向けた実査・整備検討。